

クリアモール・八幡通り・中央通り周辺地区



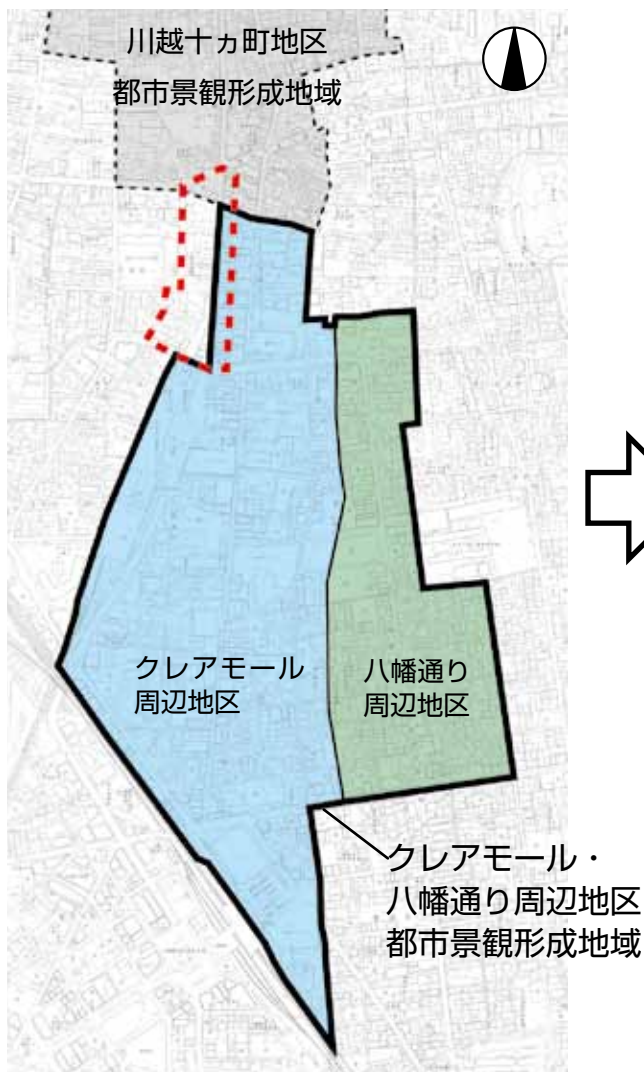
都市景観通信

この通信では、「クリアモール・八幡通り・中央通り周辺地区都市景観形成地域」に関する情報を地域の皆様にご紹介します。

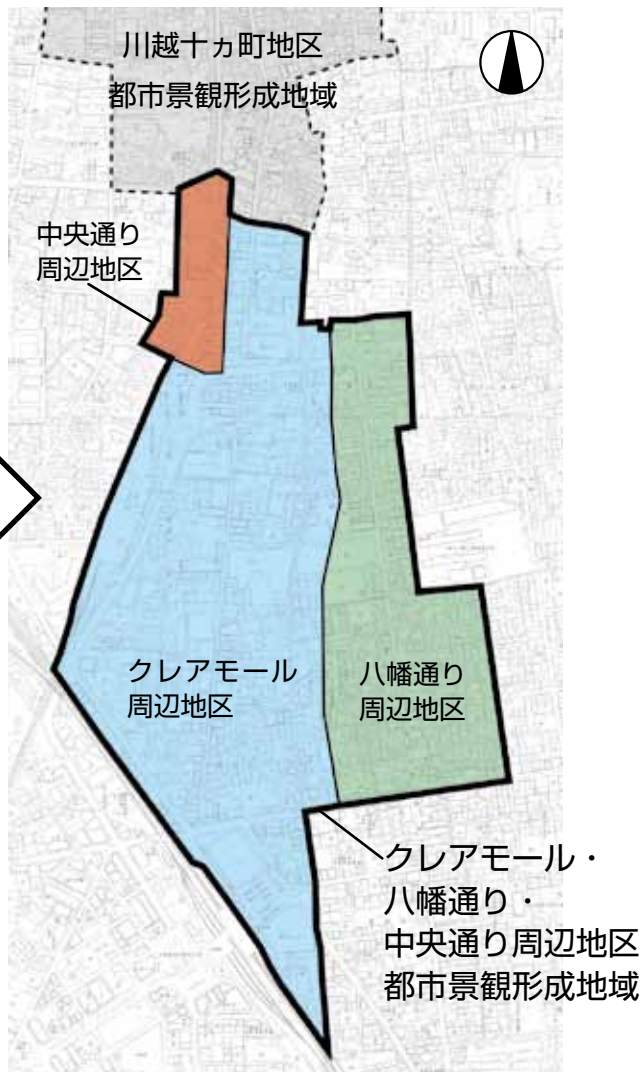
1 クリアモール・八幡通り周辺地区都市景観形成地域に「中央通り周辺地区」が加わりました。

これまでの通信でも中央通り周辺のまちづくりの取り組みを紹介してきましたが、この度「中央通り周辺地区」が「クリアモール・八幡通り周辺地区都市景観形成地域」に加わることになりました。名称を「クリアモール・八幡通り・中央通り周辺地区」と改め、10月1日より運用が始まっています。

<これまで>



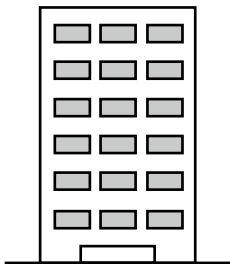
<中央通り周辺地区の指定>



2 都市景観協議会の構成について

「中央通り地区」の編入に伴い、規約を変更し、都市景観協議会についても、新たに「中央通り商店街」、「中原町1丁目」の代表者が加わることとなります。

事前協議の対象：マンションなどの大規模な建築物 ※



※ 大規模建築物は、高さが15メートルを超え、又は建築面積が1,000平方メートルを超える建築物を言います。



クリアモール・八幡通り・中央通り 周辺地区全体で協議します

・大規模建築物は、広い範囲に影響を及ぼすため、「クリアモール周辺地区」、「八幡通り周辺地区」、「中央通り周辺地区」全体で組織された都市景観協議会で、建て主との事前協議を実施します。



3 川越市景観計画の策定について

川越市は、平成16年に制定された景観法に基づいた「川越市景観計画」の策定に向けて、検討を進めています。

景観法とは

景観法とは、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等所要の措置を講ずる我が国で初めての景観についての総合的な法律です。（平成17年6月1日施行）

問い合わせ先： 川越市 都市計画部 都市景観課 049-224-5961（直通）